

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

TEL 0237-23-2521 / FAX 0237-23-2523

尾花沢国道維持出張所HPアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/obaiji/>

道路に関するご意見  
やご質問、出張所通  
信の感想など、どんど  
んお寄せ下さい！



## 特殊車両の取締りを実施しました！



### ～5/29 違法車両の排除に向けて～

5月29日(火)長尾トンネル駐車帯(宮城県側)において、午後から2時間の間、特殊車両の取締りを行いました。この日は、通行した特殊車両2台を測定しましたが違反車両は『無し』という結果でした。今後とも、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

#### 特殊車両とは…？

・道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように造られており、右図のいずれかの規格を超える車両のことを「特殊車両」といいます。

- ・特殊車両は、原則として、道路を通行できないことになっています。
- ・特殊車両が、やむを得ず道路を通行しなければならない場合には、「特殊車両通行許可」が必要となります。

「無許可」や「許可内容違反」の車両が通行すると…

- ・舗装の寿命を縮める等、道路へ悪影響を及ぼします！
- ・上空をまたいでいる橋梁に衝突するなどの重大事故を引き起こすことにも!!

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で <b>12m</b> <small>※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。</small>
幅	積載状態で <b>2.5m</b>
高さ	積載状態で <b>3.8m</b> <small>(一部道路では4.1m)</small>
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で <b>20t</b> <small>(一部道路では車両の構造に 応じて最大25t)</small>
軸重	積載状態で最大 <b>10t</b>



【注意】  
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。  
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

当出張所では違反車両の指導・取締りを行い、ドライバー及び事業者への法令遵守の意識向上を促すとともに、道路構造物の保全及び交通の危険防止に取り組んでいます。



重量を測定するマットスケール



マットスケールで重量を確認



車体の長さを測定



車体の高さを測定



車体の幅を測定

特車取締り中



お急ぎの所、  
ありがとうございました。



道路が傷んで  
しまいます！

